その他のもの	19Ｖ型以上32Ｖ型未満	液晶倍速	付加機能を有しないもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋21
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋33
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋45
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋57
		液晶４倍速又はプラズマ	付加機能を有しないもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋43
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋55
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋67
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋79
	32Ｖ型以上	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－141
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－129
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－117
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－105
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－126
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－114
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－102
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－90
		液晶４倍速又はプラズマ	付加機能を有しないもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－104
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－92
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－80
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－68

備考）１　「ＦＨＤ」とは、垂直方向の画素数が1,080以上、かつ、水平方向の画素数が1,920以上のものをいう。

２　「受信機型サイズ」とは、駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。

３　「動画表示」とは、次のものとする。

液晶ノーマル：液晶パネルを用い、１秒間に60コマ以上120コマ未満の静止画を表示するもの

液晶倍速　：液晶パネルを用い、１秒間に120コマ以上240コマ未満の静止画を表示するもの

液晶４倍速：液晶パネルを用い、１秒間に240コマ以上の静止画を表示するもの

プラズマ　：プラズマディスプレイパネルを用い表示するもの

４　「付加機能」とは、ダブルデジタルチューナー、ＤＶＤ（録画機能を有するものに限る。）、磁気ディスク装置、ブルーレイディスクレコーダーをいう。

５　Ｅ及びＳは次の数値を表すものとする。

Ｅ：基準エネルギー消費効率（単位：kWh／年）

Ｓ：受信機型サイズ

６　エネルギー消費効率の算定方法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第24号（平成22年２月18日）の「２エネルギー消費効率の測定方法　２－２」による。

⑵　目標の立て方

当該年度のテレビジョン受信機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

９－３　電気便座

⑴　品目及び判断の基準等

電気便座	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に100／159を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 【配慮事項】 ①分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気便座」に含まれないものとする。

①他の給湯設備から温水の供給を受けるもの

②温水洗浄装置のみのもの

③可搬式のもののうち、福祉の用に供するもの

④専ら鉄道車両において用いるためのもの

２　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

３　温水洗浄便座のうち瞬間式であって、節電方式としてタイマー方式及び非使用状態（夜間等）を判別する機能を備えているものについては、平成28年度の１年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に100／129を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、経過措置については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

４　暖房便座及び温水洗浄便座のうち貯湯式のものについては、判断の基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。